

宮城県告示第百七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十五年二月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 起業者の名称 日本赤十字社
- 二 事業の種類 石巻赤十字病院施設整備事業
- 三 起業地
 - 1 収用の部分 宮城県石巻市蛇田字西道下地内
 - 2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

次のとおり、法第二十条各号に規定する要件を充足するものと認められる。

- 1 第一号要件 石巻赤十字病院施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、日本赤十字社が事業主体となって、既設職員駐車場用地に五十床の病棟増築、石巻赤十字看護専門学校を包含した災害医療総合研修センター建設を行い、これらに伴い消失する職員駐車場を新たに確保（隣接地に移設）するものである。このうち、病棟増築に関する事業及び駐車場移設に関する事業は、公的医療機関に関するものであり、法第三条第二十四号に該当する。また、石巻赤十字看護専門学校に関する事業は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校に準ずるその他の教育施設に関するものであり、法第三条第二十一号に該当する。

したがって、本件事業は法第二十条第一号の要件を充足するものと認められる。

- 2 第二号要件 本件事業の起業者である日本赤十字社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神に則り、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）に基づいて設立された特殊法人であり、補助金等の予算措置も講じられていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると判断される。

したがって、本件事業は法第二十条第二号の要件を充足するものと認められる。

3 第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益について

県は、平成二十四年二月に「第二期宮城県地域医療再生計画」を策定し、石巻医療圏（石巻市、東松島市、女川町）においては「東日本大震災で壊滅的な被害を受けた石巻医療圏の失われた医療機能、医療提供体制の早期回復」と「急性期医療の集約化、機能の分化、連携強化を図り、医療圏全体で切れ目のない医療提供体制の構築」を目標としており、その具体的な施策としては「東日本大震災で壊滅的な被害を受けた石巻医療圏において、中核的な病院である石巻赤十字病院の救急医療体制、重症治療体制及び災害医療関連施設を整備し、震災によって失

われた医療提供体制の立て直しを図る。具体的には、救命救急センター、救急病棟、手術室、備蓄倉庫等の機能を拡充の上、五十床程度を増床することとし、敷地内に病棟を増築する。」こととしている。

このような状況にある中、石巻赤十字病院では、東日本大震災により壊滅的な被害を受けた石巻医療圏の失われた医療機能及び医療提供体制の早期回復を目的に、病院敷地内の外来駐車場の一画に五十床の仮設病棟を設置して、短期的な観点からの対応を行っている。

また、石巻赤十字看護専門学校については、東日本大震災により大規模半壊し、その敷地は復興公営住宅の事業予定地となっていることから、病院敷地内の外来駐車場の一画に仮設校舎を設置して、短期的な観点からの対応を行っている。

石巻医療圏においては、現在、医療機関の再開割合が八割台にとどまる等、未だに医療機能の回復が進んでおらず、医療提供体制が不十分であるため、住民の生命及び健康を守ることが十分にはできない状況が続いている。

本件事業の完成により、中核的な病院として石巻医療圏を支える救急医療、重症治療及び災害医療機能の強化並びに被災した地域で不足した医療機能や地域で応需できていない医療機能の補完に資することになるとともに、より高密度な医療提供体制を整備し、さらに地域とのネットワークを形成することにより、地域医療体制の復興、高度化及び効率化に資することになる。また、優れた医療従事者の養成及び育成や被災した地域でも医療従事者が定着する職場環境の充実、多様かつ専門性の高い医療従事者のチームワーク等による医療の質の向上により、人が満足し、安心する病院づくりに資することになる。

医療従事者の適正な勤務態勢を確保するために、病棟の増築及び災害医療総合研修センターの建設に伴い消失する職員駐車場を新たに確保することは、病院機能が十分に発揮されるために必要不可欠なことである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(ロ) 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号）に規定する環境影響評価が義務付けられた事業には該当していない。

起業者が平成二十三年八月及び同年十月並びに平成二十四年五月に行った現地調査では、起業地内及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づき保護のため特別の措置を講ずべき動植物は認められなかったが、環境省レッドリスト又は宮城県レッドリストで指定された種として十七種の動植物が確認されたため、保全対策として可能な配慮を行うこととしている。

また、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）に基づき起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性について

本件事業により増築される病棟は、三陸縦貫自動車道と国道四十五号等を結ぶために建設が予定されている県道石巻北インター線へのアクセスが近いことから、救急自動車搬送の利便性が優れていること及び既存職員駐車場の近くに存する既存棟北側に重症治療及び診断を行う機能が既に配置されており、新たに建設する増築棟と近接するため、患者やスタッフ動線の短縮が図れることから、計画場所への建設は十分合理性がある。この増築棟は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）や消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の基準を満たしながら、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）に規定する病床面積や廊下幅を確保する等医療法関係法令に適合するように計画されている。当該計画により算出した建物の延床面積は、ICU及びHCUを有し、これに伴う診察室、手術室及び大型医療機器等の設置スペース等を備えた類似七病院における一床あたりの平均延床面積を基に算出した増築棟の延床面積と同程度の面積となっている。

次に、看護専門学校は、臨床実習を行うことなどの教育環境のために病院と隣接していることが望ましいため、計画場所への石巻赤十字看護専門学校を包含した災害医療総合研修センターの建設は十分合理性がある。同センター内における看護専門学校関連の面積については、旧校舎の用途、機能及び規模を移転新築して再建させることから、被災前と同規模の面積を確保することとし、また、看護専門学校以外については、災害救護用車輛や災害救護用機材を保管するために必要な車庫及び倉庫並びに百二十人程度の研修が可能な災害医療用の研修室を確保する計画となっている。

前記病棟増築及び災害医療総合研修センターの建設に伴い移転することになる職員駐車場については、職員駐車場調査を基に、消失する既存駐車場の駐車台数に加え、できるだけ敷地内路上駐車を解消するため、三百二十七台分を確保することとした上で、一台あたりの駐車区画の寸法等を「道路構造令の解説と運用」に準じて算定した計画となっている。また、敷地内進入路については、交通量調査による計画交通量の算出等に基づき計画されている。土地の高低差による造成法面については、「宅地防災マニュアルの解説」に準じて計画されており、緑地については、緩衝緑地部、法面保護路肩部、職員駐車場隅切部に分けられるが、既存病院敷地緑地と同様の考え方による計画となっている。

さらに、本件事業により新たに職員駐車場として確保する土地は、利用する職員の利便性を考慮して、病院敷地近接地であること、必要とされる駐車台数分の面積が確保できること、土地利用の規制が少なく、土地取得が容易であること及び防災面で安全であることから三候補地を選定して検討した結果、「機能、環境等」、「土地に与える影響」、「経済性」を考慮して申請案を選定している。また、起業者提示の資料等からは明らかに他の案が優れていると認められないことから、その選定は適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

(四) 比較衡量について

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると判断されるとともに、(三)で述べたとおり本件事業の起業地は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと認められる。

4 第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性について

3(一)で述べたとおり、東日本大震災後における医療機関の再開割合は、石巻保健所管内で八割にとどまる等、未だに医療機能の回復が進んでいない。また、石巻医療圏の救急医療では、搬送人員が、ここ数年毎年増加の傾向にある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると判断されるため、法第二十条第四号の要件を充足するものと認められる。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

石巻市役所（建設部道路課）